

民法と会社法が適用

業を継続させること、これは、大手企業でも中小企業でもすべて同じことであるが、中小同族会社においては、社長が相続をするということが事業承継にもなってくる。そういう意味で民法と会社法が適用されるため、特殊な問題を生じる。

2. 同族会社等の場合には、業を承継する者（子）とさせる者（親）の利益のために事業承継を行うそれ以外のものとしては、

3. もっぱら現経営者の利益のために行うケースがある。

●事業承継の目的

1. 会社の事業自体を継続させることにより、企業の社会的意義を失わせない

具体的には後継者は、いかに引退したい経営者が場合、事業自体を第三に売却（M&A）して、その代金を退職金と

これに二つある。ひとつは取引先・下請け等の関係にある。**●事業承継の手法**連合会・従業員等のために会社の事業を系統させるといふ意味。もう一つは、その事業自体の社会的ニーズを満足させること。**●株式会社の場合、株式の譲渡による場合、株式の譲渡による場合**イ、会社の事業の譲渡による場合

東京の大森や蒲田の京浜工業地帯には、その技術がないとNASAの宇宙衛星ウ・単なる会社資産の譲渡による場合の三通りがある。この辺

日本相続学会
プレゼンツ
かつ
な
続
の概念は、せ
区別してお
ていたなき
い。
ア・株式

満相
譲渡による
合とは、A社
の株式をB社

あるいはB
んが全部買
わけであり
A社自体は

別してい

続し続けている。株主が変
 わるということだけのこと
 である。この場合、同族会
 社等の閉鎖的会社の場合に
 は、譲渡について取締役会
 の承認や株主の同意等が必
 要となるケースがある。

・備品類を売却すること
 あるだろうし、もっと大
 い意味で考えたら、建物
 売却という場合がある。
 とえば、お兄さんと弟さ
 んが同じ会社に入っている

イステ
 ブル仕

それから、イ、会社の事業譲渡。これは以前は営業譲渡と言っていたが、会社法改正により事業譲渡に変わった。この事業譲渡の「事

適切な事業承継
泥沼の紛

業」とは何かというと、有機的な一体としての会社の財産およびその他もろもろ。従業員はもちろんです。物理的な仕器・備品類や、取引先、のれん、その他一切。有機的な組織体としてあっても法律上の手当て

て誰かに売る。これは事業しないので亡くなってしま
全体を譲渡する場合もある
と、民法では遺言がない
し、一部を譲渡する場合も
子供の相続分は均等であ

ある。この場合には、原則として株主総会の特別決議（発行済株式総数の過半数）が出席し、3分の2以上が多数による決議が必要にから、同族間において過半数を巡る泥沼の紛争を避ける恐れがある。

今、特別決議と言ったのは、単なる会社資産の譲渡

弁護士・吉田修平氏

場合には取締役会の決議が、場合に事業の一部を譲渡し

る本社と郊外に出張所があったとする。この出張所の建物が会社名義であれば、会社の資産である建物と中の什器・備品類を弟に売る。後は弟の方で好きなようにやりなさいということもありうる。これが、ウ、単に決議が必要ということに

行わないと…
を生ずる恐れ

うする、弟2人が組ん
ら3分の2の株を持つ
で、長男は、社長になれ
いことになる。

この辺のところは非常

していたが、次男を専務、三男を常務と二人の子供を会社に入れた場合。これは紛争が起きる可能性が極めて高い。

よくあるのは、お父さんが死めぬまで俺が社長だと、重要なわけで、事業承継おいては、あらかじめ会合などを分けてしまっ、子・兄弟間の紛争をなく、ということがポイントにある。現在、兄弟仲がいろいろいいても、子供や孫の代

自分の目の黒いうちは誰になつてわからないので、跡を継がせるかをはっきりすそうしたほうがいいとさせている。ただ、そうは言

っても、長男を副社長にして俺の跡継ぎだと言っていろんなところに紹介してまわり、大往生を遂げた。だから遺言書も何も手当てし式讓渡をしていたたく。

ていない。結果的に3人の株を持つことになる。その株を譲渡する、あるいは遺言書により死後に取得

●遺留分の再検証と経営承継田

相統税で行きましょう。ここに任せていたが、この人

生前にやりまして」「
うかとうとうい
た」と言。なぜかう
と、遺言書を書いて
たって、その後に書
かれた遺言書で全部ひ
っくり返るからだ。

お父さんが元氣なう
ちは長男を後継者とす

も絶対ではない

が遺言書を書かず
律上の何の手当でも
ないで文さんが亡く
ったそうすると、兄
統法理ですと、兄
の子供の方に相続権
行くので、田舎にい
Yが相続人になった
会社ではA、B、Cは

るという遺言書を書いてあっても、お父さんが段々様がおかしくなってきたとなると、弟やその嫁さんが頻繁

あつて

従来のまま田舎に会を経営していた。そうしたら、突然全然知らない人（Y）が田舎から出てきて

「俺がこれから社長から言うことをきけ」とA、B、Cに言っ
た。Bの方は「いよ
そんなことを言っ
て」という話が当然出
てくる。確実に承継させる

た。た、遺言書があっても絶対ではないので、もっと確実に会社でも何でも引き継

にということになると、生
前贈となる。
次に、②後継者たる相続
人を経営陣に参加させる方
法。これは、参加させない
と、Yは「ちょっと待っ
くれ」ということになる
何もなくなった会社を引
継いでもしようがない

で、おくと、それまでいるから、Yも取締役に入るが、続人ではない経営陣、あるA、B、Cも取締役に入

消化法における民法特例制度に

い現経営陣のうちの誰かま
に行つてしまふ。

では、遺留分減殺請求権が非常と大きな問題になることもにも注意しなければならぬ。

遺留分とは、兄弟姉妹以外の法定相続人が、相続の外に被相続人の一定割合を確保する地位のことである。被相続人がこれを

間事業を継続している企業）の先代経営者が、継者にした上、推定相続人株式などを贈与し、その継者が特例中小企業の現表者であり、贈与の対象となる株式などを除くノ議権の過半数を確保すること

侵害するような生前贈与や遺贈をしたときは、遺留分権利者がその効力を奪うことができ、これを遺留分減殺請求権という。

營者の生前に、経済産業臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員と意思、その内容について

また、遺留分が算定する基礎財産に算入される贈与は、原則として、相続開始前年間にわたる、相続開始前権利者に損を与えることを知つてなされたものに限られるが、共同相続人（外合意）と、贈与後に株

に對してなされた特別受益の価値が後継者の貢獻に該當する贈与について、期間制限なしに持ち戻り上昇した場合でも、遺分の算定に際しては相続

されて遺留分算定基礎財産に算入され、特段の事情がない限り、遺留分減殺請求の対象となる。このため、たとえば経営

者から後継者に生前贈与された自社株式の価値が、後継者の貢献によって相続開

際して、生前に贈与され

て家庭裁判所の許可を受

け、遺留分の算定

株式の価額をその合意時の評価額とするものを「固定で定めよう制度（固定合意）」の2つである。

場合も、後継者の貢献を考慮することなくすべて相続分を算定する基礎財産算入され、自社株式も遺分減殺請求の対象となつてしまつたため、後継者としては、被相続人の生前にどのような制度は、一定新しい制度は、経営承継消化法における民法特別の創設が必要と聞事業を継続している上、一定新しい会社（特別中小企業）の先代経営者が、継者にしたい推定相続人株式などを贈与し、その継者が特別中小企業の現表者であり、贈与の対象となる株式などを除く議権の過半数を確保することができない場合に、先代営者の生前に、経済産業大臣の承認を受けた後継者が、遺留分権利者全員と意思し、その内容について家庭裁判所の許可を受けて、先代経営者から後者へ贈与された自社株式の他一定の財産についての遺留分算定の基礎財産から除外できるといふ制度（外合意）と、贈与した株の価値が後継者の貢献に上昇した場合でも、遺分の算定に際しては相続開始時点の上昇後の評価で算入されてしまつたので、経済産業大臣の承認を受けた継者が、遺留分権利者全と合意し、その内容について家庭裁判所の許可を受けて、遺留分の算定に際して、生前に贈与された株式の評価額とすることを予め固定できるという制度（定合意）の２つである。